

リース会計 ～中小企業への影響～

プリンタ、複写機、パソコン、自動車・・・ 御社ではリース物件をお使いですか？

これまで「所有権移転外ファイナンス・リース取引[★]」について、毎月のリース料は、「リース料」や「賃借料」といった科目で費用計上されてきましたが、平成20年4月1日以降契約分からは、リースであってもその支払総額を「器具備品」や「車両運搬具」といった科目で資産計上する処理に変わりました。

ただし、例外として中小企業者（資本金1億円以下）及び平成20年3月31日までに契約を締結したリース取引については、法人税法上も今までどおり「リース料」として費用計上する方法も認められています。

またリース取引に関する消費税についても、リース資産の引渡し事業年度にリース料総額に対する消費税を一括して控除することができるようになりました。

今回はこれらの改正点をふまえ、①会計処理（仕訳） ②消費税の取扱い を中心にカントタンに解説します。

★日本のリース取引の殆どが該当

1. リース取引っていいことあるの？

リース取引のメリットは、手元資金の多少にかかわらず設備投資ができること、保険の手続や償却資産税の申告等、煩雑な事務処理を省くことができること、また毎月のリース料に含まれる利息相当額は、金融機関からの借入利息よりも有利な場合もあること等が挙げられます。

2. 4月の改正で仕訳はどう変わったの？

〔設例〕	契約内容：	リース料の総額 6,300円 （月毎のリース料 105円）
		リース期間 5年間 （支払回数 全60回）

契約	処理		リース資産取得時	リース料支払時 (毎月)	決算時	メリット・デメリット
	法	消				
2008.3.31以前	(資産の貸付)	費用計上の場合	-	リース料 100 仮払消費税等 5 現預金 105	-	今までどおり費用処理

2008.4.1以降	資産計上の場合 (資産の購入) a	リース資産 6,000 仮払消費税等 300 未払金 6,300	未払金 105 現預金 105	減価償却費 1,200 リース資産 1,200 リース期間定額法：6,000×12/60ヶ月=1,200	⚠：リース期間が固定資産の耐用年数より短い場合、損金の前倒し可 ⚠：・B/Sの総資産が膨らみ財務指標が悪化 ・固定資産台帳での資産管理が必要であり事務処理が煩雑
		一括控除 仮払消費税等 300 未払金 300	リース料 100 未払金 5 現預金 105	仕訳なし	⚠：消費税の認識が前倒してあり、初年度の仕入税額控除が有利 ⚠：会計処理が煩雑
		そのつど控除 今までどおり —	リース料 100 仮払消費税等 5 現預金 105	—	⚠：今までどおりの費用処理につき手間がかからない ・B/S上、固定資産をわバランスにできる ⚠：消費税の仕入税額控除が今までどおり

※ a, b のいずれかを選択

3. 消費税はそのつど控除できないの？

平成20年4月1日以降契約の中小企業者について、税法上「リース料」が損金と認められたとしても、消費税法上は支払ったつど「リース料」に含まれる5%相当額を控除することはできず、リース資産の引渡し事業年度においてリース料総額で資産計上し、課税仕入れを認識しなければならないという不具合がありました。

弊社でも、顧問先の中小企業者の皆様には、消費税の取扱いを考慮してリース取引については資産計上で統一する処理を提案して参りましたが、このような事務処理の煩雑さの解消策として、このたび国税庁から文書の公表がありました。

その内容とは・・・

『所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる消費税の仕入税額控除については、原則は資産の計上時に一括控除する方法だが、会計上「リース料」処理しているのであれば、今までどおりリース料を支払うつど、消費税を計上する方法も認める』というものです。

4. その他の留意点は？

◆償却資産税

事業用の減価償却資産（建物や自動車を除く）には、償却資産税が課されますが、リース取引により取得した資産については、処理上、資産を購入したものとして取扱うものの、その所有者はリース会社であるため、償却資産税は課税されません。

リース取引をお考えの際には、設備投資の金額や業況をふまえて課税方法を選択することも視野に入れて、ご検討いただきたいと思います。

リース取引について不明点等ございましたら弊社担当者までお問い合わせください。

東京メトロポリタン税理士法人 税務部 関根千明